

都道府県・政令市に周知促す

排出者責任の徹底へ

環境省 チェックリストを作成

環境省は、昨年1月に発覚した食品廃棄物不正転売事業を受け、適正な処理料金による委託や処理場の現地確認などを盛り込んだ「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」をまとめ、6月20日付で廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長から各都道府県・各政令市に、排出事業者の周知徹底を促す通知を行った。

チェックリストは、食品関連だけでなく、すべての業種の排出事業者を対象としている。

チェックリストは、
産廃の排出事業者に、
排出事業者責任に基づく必要な措置を適正に

実施してもらうため
に、廃棄物処理法の下
で構すべき措置を整理
したもの。排出事業者
責任に係る具体的な規

定と留意事項を解説し
た上で、▽排出時▽保
管▽委託処理▽委託處
理▽その他——の各段
階別にチェックリスト
を掲示している。

留意事項では、適正
処理を確保するため
に、排出事業者は産廃
処理業者を処理料金だ

けで安易に決定せず、
信頼に値するかどうか
を、自らの責任で見極
める必要がある旨を指

めの責任を自ら果たす観点から「処
理委託の根幹的内容に
に委ねるべきではない」と強調している。

限が及ばない第三者が
介在し、あっせん、仲
介、代理などを行う事
例がある点にも触れ、

排出事業者の責任を自
ら果たす観点から「処
理委託の根幹的内容に
に委ねるべきではない」と強調している。

かどらかの考慮や処理
施設の実地確認も、適
正処理を確保するうえ
で重要な項目として盛
り込んだ。委託契約の
確認では、支払う料金
について「適正な対価
の負担」をチェック内
容に加えた。

留意事項では、適正
処理を確保するため
に、排出事業者は産廃
処理業者を処理料金だ

限が及ばない第三者が
介在し、あっせん、仲
介、代理などを行う事
例がある点にも触れ、

排出事業者の責任を自
ら果たす観点から「処
理委託の根幹的内容に
に委ねるべきではない」と強調している。